

資料1

大津市立幼稚園再編等計画 の策定について

令和7年9月26日（金）

第3回大津市立幼稚園再編等検討委員会

目次

1	第2回委員会の振り返り	・・・	2ページ
2	計画骨子（案）について	・・・	4ページ
3	第1章 総則	・・・	5ページ
4	第2章 基本方針	・・・	10ページ
5	第3章 基本計画	・・・	22ページ
6	第4章 実行計画	・・・	24ページ
7	（参考）用語について	・・・	26ページ

1 第2回委員会の振り返り

1 主な意見等

第2回検討委員会での主な意見等について、下記のとおり。

詳細は、【資料2】第2回大津市立幼稚園再編等検討委員会議事録（要旨）を参照。

（1）適正規模、再編基準について

- ・ 1学級36人以上で2クラスに分けるという国の基準から鑑みて、その半分の18人を再編基準とする大津市の現基準は適正であると思う。
- ・ 人数の最低基準は国も示していない。
- ・ 3人程度のグループが3～4つあるということが大切だと思う。
- ・ 複式学級も一つの選択肢として検討する必要がある。

（2）地域の考え方について

- ・ 本市における今の幼小中や地域の繋がりを考えると、中学校区ぐらいの方が良いと感じる。
- ・ 中学校区で考えると、通園手段の確保と併せて議論しなければならない。

（3）その他

- ・ 小学校との接続という意味では、市立幼稚園だけでなく、全ての子どもが繋がっていると意識する必要がある。
- ・ 園児数だけでなく、総論的に再編条件等を考えないと全体を見通した計画とならない。地域においては統合に反対の声も出ると思うが、例えば、送迎に対する工夫などと併せて、協力をお願いすることが大事である。
- ・ 幼稚園教育の質や目指すところをしっかりと検討していく必要がある。

1 第2回委員会の振り返り

2 検討事項等

第2回検討委員会で出された主な検討事項等について、下記のとおり。

（1）他都市の再編基準等に関する資料について

- ・中核市等を対象に調査をした結果は、【資料3】のとおりである。
- ・人数の基準は各自治体でばらつきがある。
- ・また、人数の設定をしていない自治体もある（すべての施設を対象に検討するなど）。

（2）複式学級、異年齢保育に対する大津市の考え方について

- ・幼児期の子どもは、年齢による発達度にかかなりの違いがあることから、基本的にはその年齢ごとに集団規模を確保したいと考えている。
- ・ただし、異年齢での交流は必要と考えている。

（3）大津市の目指す幼稚園教育について（大津市の幼稚園教育として何が大切か） ※【資料4】のとおり

- ・一人一人の発達の特性に応じた幼稚園教育
- ・遊びを通した学びを大切にする幼稚園教育
- ・環境を通して行う幼稚園教育
- ・同年代の子どもとの集団生活を営む場が大切にされる幼稚園教育
- ・継続的な評価と改善による教師の資質・能力の向上を図る幼稚園教育

※（2）及び（3）に関しては、基本方針へ反映する予定

2 計画骨子（案）について

第2回検討委員会で提示した以下の内容について、各項ごとの記載内容を次ページ以降で検討いただきたい。

第1章 総則

- 1 はじめに
- 2 本市の現状
- 3 これまでの取り組み
- 4 市立幼稚園が果たしてきた役割

第3章 基本計画

- 6 基本的な再編等の計画
 - 再編等を検討するエリアの考え方について
 - 再編等の方向性について
 - 優先順位の決め方について
 - 全体スケジュールについて

第2章 基本方針

- 5 基本的な方針と考え方
 - 幼稚園教育の在り方について
 - 基本的な方針について
 - 適正規模・再編基準について

第4章 実行計画

- 7 再編等の実行計画
 - 個別園ごとの方向性について
 - 個別園ごとの実行スケジュールについて

3 第1章 総則

第1章に記載する内容について、検討いただきたい。

第1章 総則

- 1 はじめに
- 2 本市の現状
- 3 これまでの取り組み
- 4 市立幼稚園が果たしてきた役割

第3章 基本計画

6 基本的な再編等の計画

- 再編等を検討するエリアの考え方について
- 再編等の方向性について
- 優先順位の決め方について
- 全体スケジュールについて

第2章 基本方針

5 基本的な方針と考え方

- 幼稚園教育の在り方について
- 基本的な方針について
- 適正規模・再編基準について

第4章 実行計画

7 再編等の実行計画

- 個別園ごとの方向性について
- 個別園ごとの実行スケジュールについて

3 第1章 総則

1 はじめに

はじめにとして、以下の内容を記載する。

(1) 国の動き

- ・「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の関連3法令に基づく
幼児教育・保育の展開
- ・ 共働き世帯の増加、少子化の急速な進展
- ・ 幼稚園の施設数、園児数ともに減少傾向にある

(2) 本市の動き

- ・「大津市幼児教育・保育共通カリキュラム」に基づく幼児教育・保育の展開
- ・ 市立幼稚園の園児数の減少
- ・ 集団規模の確保が難しくなっている

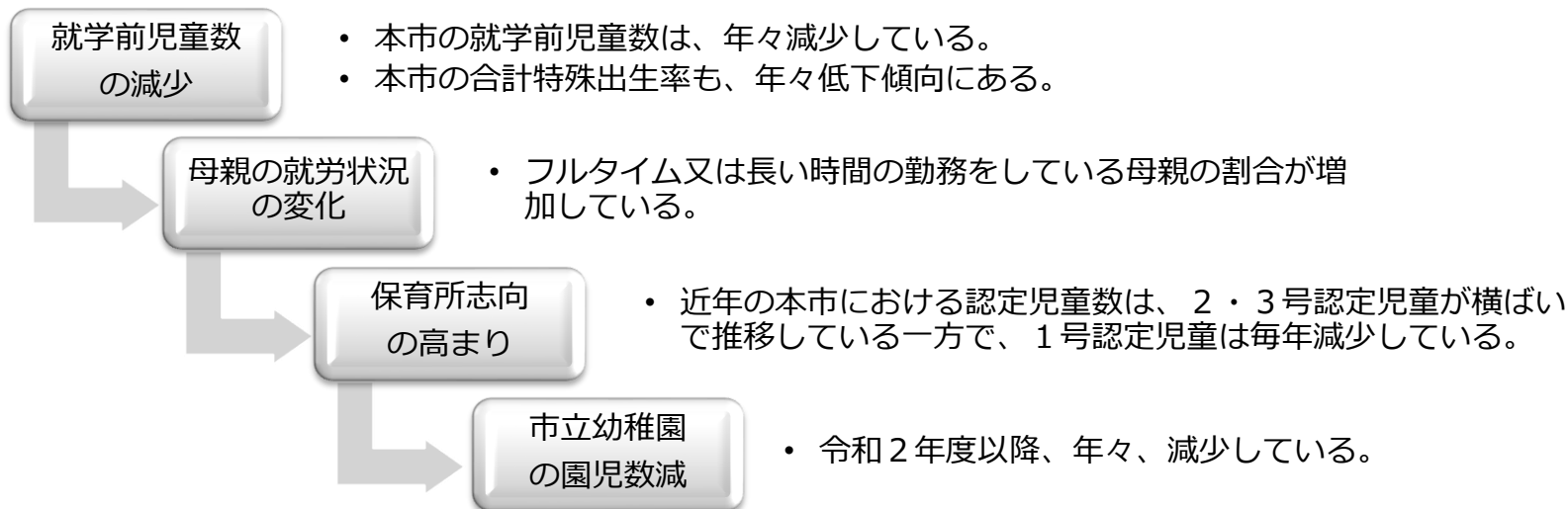
(3) 再編等計画を策定する目的

- ・ 集団規模を確保することで、子ども達にとって望ましい教育・保育環境の提供を目指す

3 第1章 総則

2 本市の現状

本市の現状について、以下の内容を記載する（別紙「資料5」を参照）。



加えて、

- 市立幼稚園の運営費等の状況
 - 市立幼稚園1園あたりの運営費の平均を提示
 - 特別な配慮を必要とする子どもを多く受け入れている。

⇒ コスト面のみでの評価はできないが、コスト意識を持ちながら、教育の質の向上を図ることも必要
- 保護者ニーズの変化
 - 「利用する施設等を選択する際に重視すること」に対して、
保護者負担の軽減に寄与する項目の割合が増加

3 第1章 総則

3 これまでの取り組み

本市のこれまでの取り組み内容について、以下の内容を記載する。

市立幼稚園に関する、本市におけるこれまでの検討経過

- ・ 「大津市立幼稚園・保育園のあり方の方針」の策定
 - ・市立幼稚園の今後のあり方として、広域エリアと基本に再編し、適正規模を確保する
 - ・地域の実情に応じた3年保育の実施 など
- ・ 大津市幼児教育・保育共通カリキュラムの策定
 - ・本市の幼児教育・保育の基本理念と、めざす子ども像が掲げられた
- ・ 3年保育実施の年次計画・規模適正化に向けた実施計画の策定
 - ・再編基準として定められた（4歳児が、3年連続20人を下回った場合、近隣の幼稚園と再編）
- ・ 計画の見直しと市立幼稚園のあり方の再検討
 - ・再編基準の見直し（4歳児が、3年連続18人を下回った場合など）
 - ・認定こども園の導入の検討
- ・ 市立幼稚園の規模適正化に向けた現状分析（中間報告）とこども園化について
 - ・令和6年4月に、公立認定こども園（比叡平こども園）を開設した

加えて、下記について、現状を記載（別紙「資料6」参照）

- ・ これまでに再編を実施した園や地域の状況
 - 藤尾、日吉台、仰木、雄琴の各学区の就学前児童が利用している施設の状況
- ・ 市立幼稚園における3年保育実施の成果について
 - 市立幼稚園の園児数や就学前児童に占める割合について、3年保育開始前からの推移
- ・ 預かり保育の拡大の成果について
 - 市立幼稚園の新入園児数の推移

3 第1章 総則

4 市立幼稚園が果たしてきた役割

市立幼稚園がこれまで果たしてきた役割について、以下の内容を記載する。

(1) 幼稚園教育要領に基づく質の高い教育の提供

- ・最初の幼稚園が誕生して以来、常に幼稚園教諭として教員自らが学び続ける中で、遊びを通しての学びを確立し、環境を通して行う教育の推進をしてきた。
- ・「大津市幼児教育・保育共通カリキュラム」を策定し、乳幼児期から学齢期までの学びの連続性を重視した幼児教育の推進を図ってきた。

(2) 幼稚園と小学校の滑らかな接続

- ・公教育の教育機関として、小中学校とともに、地域に開かれた教育課程による教育活動の展開や、地域との連携を強化して、地域を愛する人を育て、地域の活性化やまちづくりに貢献してきた。
- ・校種間交流や合同研修の実施等、隣接する小学校や中学校ブロックでの滑らかな接続、連携の強化を図ったり、架け橋プログラム推進における要の役割を果たしてきた。

(3) 地域の特色を生かした幼稚園教育の推進

- ・地域の特色を生かした教育活動を通じて、地域への愛着や感謝の気持ち、誇り、憧れを持つ教育を推進してきた。また、保護者への地域の魅力啓発、地域コミュニティの活性化への貢献など、子どもが地域社会の一員としての感覚を育み、共に社会を形成していく意識の醸成に努めてきた。

(4) 地域の子育て支援の推進

- ・地域の子育て不安や子どもの育つ環境へのニーズの多様化に合わせ、乳幼児の健全な成長を支援するため、子育て家庭をサポートする環境（未就園児親子通園事業、一時預かり保育）を整備してきた（市立幼稚園の一時預かり保育を利用しながら幼稚園教育を望む在園児家庭が増加）。

(5) 平等に教育の機会を提供し、誰もが学び成長できる環境の保障

- ・年度途中での転入園児、特別な配慮の必要な子ども、保育の必要な子ども、また、児童養護施設で生活する子どもに対して、平等に教育の機会を提供し、誰もが学び成長できる環境を保障してきた。

第2章に記載する内容について、検討いただきたい。

第1章 総則

- 1 はじめに
- 2 本市の現状
- 3 これまでの取り組み
- 4 市立幼稚園が果たしてきた役割

第3章 基本計画

6 基本的な再編等の計画

- 再編等を検討するエリアの考え方について
- 再編等の方向性について
- 優先順位の決め方について
- 全体スケジュールについて

第2章 基本方針

5 基本的な方針と考え方

- 幼稚園教育の在り方について
- 基本的な方針について
- 適正規模・再編基準について

第4章 実行計画

7 再編等の実行計画

- 個別園ごとの方向性について
- 個別園ごとの実行スケジュールについて

4 第2章 基本方針

5 基本的な方針と考え方

基本的な方針と考え方について、以下の3点の内容を記載する。
個々の記載内容については、各ページを参照。

(1) 幼稚園教育の在り方について (12ページ参照)

→ 大津市の幼稚園教育として大切にしていきたいこと、目指す幼稚園教育について記載

(2) 基本的な方針について (13ページ参照)

→ 再編等を検討・実施していく上での考え方や、再編等を実施しても継承すべき事柄等について、次の項目を記載

- ・ 子どもにとって望ましい教育・保育環境を提供するため、適正な集団規模を確保していく
- ・ 大津市こども・若者支援計画との整合性を図っていく
- ・ 地域の実情に応じた通園支援の方法を検討していく
- ・ 大津市立幼稚園がこれまで培ってきた幼稚園教育を、大津市の全ての子どもたちのために引き継いでいく

(3) 適正規模・再編基準について (14～21ページ)

→ 適正規模と再編基準の考え方を決定し、再編の進め方を記載

- ・ 本市における、「適正規模」と「再編基準」の考え方
- ・ 再編基準に則った再編等の進め方

4 第2章 基本方針

5 基本的な方針と考え方（幼稚園教育の在り方について）

幼稚園教育の在り方について、以下の内容を記載する（これからも大切にしていきたい、大津市が目指していきたい）。

幼稚園教育の在り方について（別紙「資料4」を参照）

大津市立幼稚園がこれまで培ってきた幼稚園教育、守ってきた幼稚園教育を、これからも大津市として継続して子ども達に提供していくために、次の内容を大切にしていきたいと考えている。

（１）一人一人の発達の特性に応じた幼稚園教育

子ども達にとって、それぞれの興味に基づいた活動をすることができ、また、発達段階に応じた遊びや学び、支援の提供を受けることができる。

（２）遊びを通した学びを大切にする幼稚園教育

子ども達が自発的に遊ぶ中で、好奇心や創造性が育まれ、社会的スキルや問題解決能力を発達させることができる。

（３）環境を通して行う幼稚園教育

子ども達が、身近なあらゆる環境から刺激を受け、自分から興味をもって環境に主体的に関わりながら、様々な活動を展開し、充実感や満足感を味わうという体験を重ねていくことができる。

（４）同年代の子どもとの集団生活を営む場が大切にされる幼稚園教育

一定の集団の中で子ども同士が相互に影響し合い、一人一人の子どもが発達にそった必要な経験を得ることができる。

（５）継続的な評価と改善による教師の資質・能力の向上を図る幼稚園教育

上記の教育を、将来に渡って継続して子ども達に提供できるよう、常に教師の質向上が図れている。

4 第2章 基本方針

5 基本的な方針と考え方（基本的な方針について）

基本的な方針と考え方について、以下の内容を記載する（[再編するにあたって考慮する点](#)）。

基本的な方針について

（１）子どもにとって望ましい教育・保育環境を提供するため、適正な集団規模を確保していく

- ・ いろいろな友達と思いを伝え合う経験や協同する経験が得られる一定の集団規模の環境が必要とされている
- ・ 一定規模以上の集団による幼稚園教育環境を確保を目指す

（２）大津市こども・若者支援計画との整合性を図っていく

- ・ 「教育・保育提供区域」ごとに設定された量の見込みに対する確保方策として整合を図っていく

（３）地域の実情に応じた通園支援の方法を検討していく

- ・ 再編等により、幼稚園までの通園距離が長くなる場合が想定される
- ・ 地域の実情に応じて、原則徒歩としている通園方法の見直しを検討していく

（４）大津市立幼稚園が培ってきた幼稚園教育を、大津市の全ての子どもたちのために引き継いでいく

- ・ 研修や勉強会などの機会を設け、人材育成や技術継承を図っていく

- ・ （３）及び（４）は前ページの、「幼稚園教育の在り方について」に移動
→ 市立幼稚園が担ってきた大切な役割で、今後も大切にしていきたいという観点から
- ・ 第２回委員会で意見のあった、「通園方法（車送迎やバスなど）」を追記

4 第2章 基本方針

5 基本的な方針と考え方（適正規模について）

以下の事務局案について、審議していただきたい。

適正規模について

- 本市のこれまでの検討経過から、「4歳児20人以上、5歳児25人以上、各学年2学級以上」となっている。
- 上記の適正規模は、「大津市立幼稚園・保育園のあり方の方針（平成27年5月）」において定められた。
- 適正規模は、「公立幼稚園のあり方基本方針（平成25年3月）」における検討内容が根拠とされた。
 - ※ 「公立幼稚園のあり方基本方針（平成25年3月）」における検討結果
 - 1学級の適正人数・・・4歳児：20人～25人、5歳児：25人～30人
 - 1学年の学級数・・・2学級以上
 - 大津市立幼稚園長会の研究結果やアンケート、全国幼児教育研究協会の資料、他市の状況など、「幼児期の教育にふさわしい環境」の観点に立ち、検討された。

⇒ **【事務局案】**

本市として、検討を重ねられたものであることから、現状のまま、

「4歳児20人以上、5歳児25人以上、各学年2学級以上」

を適正規模として定める。

4 第2章 基本方針

5 基本的な方針と考え方（再編基準について）

再編基準について、第2回検討委員会で提示した案と出された意見は次のとおり

【第2回検討委員会で提示した案】

- ・ 「4歳児が、3年連続して18人を下回った場合、再編等の検討対象とする」

【第2回検討委員会で出された意見】

- ・ 1学級36人以上で2クラスに分けるという国の基準から鑑みて、その半分の18人を再編基準とする大津市の現基準は適正であると思う。
- ・ 人数の最低基準は国も示していない。
- ・ 一方で、集団活動としては、3人程度のグループを3～4つ形成したい（おおよそ、1学年15名程度）。
- ・ 大津市の再編基準は、4歳児の人数が18人、10人、5人になったときの考え方を一体的に示したものである。
- ・ 3年保育を実施している現状から、「3歳児を基準に、3年間」という考えが良いと思う。

⇒ 上記の内容を受けて、次ページに再度、事務局案を提示する。

4 第2章 基本方針

5 基本的な方針と考え方（再編基準について）

以下の事務局案について、審議していただきたい（審議事項は次ページ以降に記載）。

現状の3種類の基準を活用して、再編等を行う園及び時期を決定する。

なお、園児数の基準は、毎年、「4月1日現在（入園予定者を含む）」とする。

＜再編等を検討する園＞

令和5年度から令和12年度までの3歳児の園児数の実績値及び推計値で、「3年連続18人を下回る」場合は、**原則として**、再編等を検討する対象園とする。

【第1段階】 → 令和8年度から12年度の5年間に再編等を行う

- ① 令和5年度から令和12年度までの3歳児の園児数の実績値及び推計値で、「10人を下回る」場合
- ② ただし、その後は増加に転じるなどの場合は、第2段階とする

【第2段階】 → 令和13年度から17年度の5年間に再編等を行う

- ① 令和5年度から令和12年度までの3歳児の園児数の実績値及び推計値で、「10人を下回らない」場合
- ② 第1段階の②に該当する場合

- ・教育・保育施設の利用状況および規模適正化に向けた現状分析を基に、令和12年度に中間見直しを行う。
- ・第1段階、第2段階のいずれの場合においても、3歳児の園児数が、5人を下回った場合は、交流保育等を積極的に実施した上で、3年連続5人を下回った場合は、翌年度4月1日に再編等を行う。

4 第2章 基本方針

5 基本的な方針と考え方（再編基準について）

前ページに記載の事務局案について、大きく次の2点に関して審議していただきたい（詳細は次ページ以降）。

（1） 再編基準の考え方（年齢や人数について）

- ア 【審議事項】 再編基準を「見直す」か、「現状維持とする」か
- イ 【審議事項】 見直す場合は、基準は何歳児とするか、または、各学年●人以上のように学年を限定しないか
- ウ 【審議事項】 また、基準とする人数を何人にするか

（2） 再編基準に則った再編等の進め方について

- ア 【確認事項】 園児数の基準を「4月1日現在（入園予定者を含む）」とすることについて
- イ 【審議事項】 第1段階、第2段階に分けて検討している事務局案の内容について
- ウ 【審議事項】 各段階における実績値と推計値の扱いについて
- エ 【審議事項】 3年連続5人を下回った場合の対応について

4 第2章 基本方針

5 基本的な方針と考え方（再編基準について）

（1）再編基準の考え方（年齢や人数について）

- ア 【審議事項】再編基準を「見直す」か、「現状維持とする」か
- イ 【審議事項】見直す場合は、基準は何歳児とするか、または、各学年●人以上のように学年を限定しないか
- ウ 【審議事項】また、基準とする人数を何人にするか

再編基準を「見直す」か、「現状維持とする」かについて、下記のこれまでの検討経過を参考に審議いただきたい。

【適正規模と再編基準についてのこれまでの検討経過】

- （ア）平成25年度 適正人数の検討（4歳児：20～25人、5歳児：25人～30人、各学年2クラス以上）
- （イ）平成27年度 適正規模の策定（4歳児：20人以上、5歳児：25人以上、各学年2クラス以上）
- （ウ）平成28年度 再編基準の策定
 - 再編に先駆けて実施する3年保育の実施後、
4歳児の園児数が3年連続して、適正規模である20人を下回った場合は、近隣の幼稚園との再編を行なう
- （エ）平成29年度 一部の園で3年保育開始
- （オ）令和2年4月 全ての園で3年保育開始
- （カ）令和3年3月 再編基準の見直し（適正規模20人での画一的な再編を改める）

4 第2章 基本方針

5 基本的な方針と考え方（再編基準について）

（1）再編基準の考え方（年齢や人数について）

- ア）【審議事項】再編基準を「見直す」か、「現状維持とする」か
- イ）【審議事項】見直す場合は、基準は何歳児とするか、または、各学年●人以上のように学年を限定しないか
- ウ）【審議事項】また、基準とする人数を何人にするか

再編基準を見直す場合、基準とする年齢や人数を、下記の内容を参考に決定いただきたい。

【基準とする人数についての参考資料】

- （ア）過去に人数を設定した際の根拠
 - ・ 人数設定の理由として、「遊びの集団が複数構成されることが望ましい」とされている。
 - ・ 5人程度のグループを3～5個構成できるように検討した
 - ・ 1学級36人以上で2クラスに分けるという国の基準を考慮した
- （イ）他自治体でのクラス編成に係る条例（別紙「資料7」を参照）
- （ウ）直近の園児数の推移は、
 - 3歳児から4歳児にかけて、1園あたり平均1.3人の増加
 - 4歳児から5歳児にかけて、1園あたり平均0.7人の増加となっている。

4 第2章 基本方針

5 基本的な方針と考え方（再編基準について）

（２） 再編基準に則った再編等の進め方について

- ア 【確認事項】 園児数の基準を「４月１日現在（入園予定者を含む）」とすることについて
- イ 【審議事項】 第１段階、第２段階に分けて検討している事務局案の内容について
- ウ 【審議事項】 各段階における実績値と推計値の扱いについて
- エ 【審議事項】 ３年連続５人を下回った場合の対応について

【園児数の基準日について】

毎年作成している「教育・保育施設の利用状況および規模適正化に向けた現状分析」の資料では、４月１日現在の園児数を基準として、これまで園児数の推移を算出してきている。

【再編等の進め方について】

- （ア）５年以内に実施すること、１０年以内に実施することに分けて検討している
 - ・就学前児童数、市立幼稚園の園児数が年々減少している
 - ・基本計画に記載する検討エリアとの関係（エリアが広域になるほど、検討期間が短いと難しくなる）
- （イ）園児数の考え方として、実績値と推計値の両方を使用している
 - ・実績値を使用すると、将来を見越した検討が難しくなる
 - ・推計値を使用すると、将来の園児数の推移を含めて検討が可能となる
 - ・一方で、推計値は、未来になるほど誤差が大きくなる
- （ウ）事務局案では、「３年連続５人を下回った場合、翌年度に再編等を実施する」としている
 - ・在園児には転園（認定こども園を含む）をしていただく必要がある
 - ・令和２年度に検討された際に、下限値として５人という人数を設定された模様である
 - ・一方で、在園児に配慮するため、交流保育の実施等、再編等に向けた段階を検討する必要がある

4 第2章 基本方針

5 基本的な方針と考え方（再編等の検討フロー）

以下の内容について、審議していただきたい。

- 14ページで記載した再編基準に合致した場合の再編等の進め方について、いくつかのパターンに分けてフロー図を例示（資料8参照）
- フロー図では、公立園（市立幼稚園及び市立保育園）の位置関係により場合分けを行っている。
- 今回提示するフロー図（案）については、
 地域 → **中学校区**
 近隣 → **小学校区**
 という考え方で作成している。
- フロー図による検討の流れ
 - ① 公立園が隣接しているか
 - ② **地域**における市立幼稚園の数
 - ③ **地域**における市立保育園の有無
 - ④ **近隣**における市立保育園の有無
 - ⑤ 公立園同士での検討における施設改修の要否

【審議事項】 このフロー図（案）を基に、各園ごとの再編等の方向性を決定してよいか。

2 計画骨子（案）について

第3章に記載する内容について、検討いただきたい。

第1章 総則

- 1 はじめに
- 2 本市の現状
- 3 これまでの取り組み
- 4 市立幼稚園が果たしてきた役割

第2章 基本方針

- 5 基本的な方針と考え方
 - 幼稚園教育の在り方について
 - 基本的な方針について
 - 適正規模・再編基準について

第3章 基本計画

- 6 基本的な再編等の計画
 - 再編等を検討するエリアの考え方について
 - 再編等の方向性について
 - 優先順位の決め方について
 - 全体スケジュールについて

第4章 実行計画

- 7 再編等の実行計画
 - 個別園ごとの方向性について
 - 個別園ごとの実行スケジュールについて

5 第3章 基本計画

6 基本的な再編等の計画

基本的な再編等の計画について、以下の内容を記載する。

- (1) 再編等を検討するエリアの設定について
 - 中学校ブロックを基本として検討する
- (2) 再編の方向性について
 - 全ての市立幼稚園について、再編の方向性を示す
- (3) 優先順位の決定について
 - 再編等に着手する優先順位の決定を行う
 - 優先順位の設定方法として、次の2パターンが考えられる。
 - ① 第1段階～第2段階の2つに分ける
 - ② 各段階の中で、着手する優先順位を決定する
- (4) 全体スケジュールについて
 - 5年以内に実施すること、10年以内に実施することについて検討する（別紙「資料9」参照）

2 計画骨子（案）について

第4章に記載する内容について、検討いただきたい。

第1章 総則

- 1 はじめに
- 2 本市の現状
- 3 これまでの取り組み
- 4 市立幼稚園が果たしてきた役割

第2章 基本方針

- 5 基本的な方針と考え方
 - 幼稚園教育の在り方について
 - 基本的な方針について
 - 適正規模・再編基準について

第3章 基本計画

- 6 基本的な再編等の計画
 - 再編等を検討するエリアの考え方について
 - 再編等の方向性について
 - 優先順位の決め方について
 - 全体スケジュールについて

第4章 実行計画

- 7 再編等の実行計画
 - 個別園ごとの方向性について
 - 個別園ごとの実行スケジュールについて

6 第4章 実行計画

7 再編等の実行計画（イメージ）

再編等の実行計画について、他都市の計画を参考に、イメージを以下とおり示す。

（1）個別園ごとの実施内容について

→ 28園それぞれに対し、再編等に向けて行っていく内容を記載していく

＜記載イメージ＞

・●●幼稚園

令和●年の3歳児の園児数が●人となり、再編基準に合致している。

令和●年度以降の園児募集を停止し、令和●年入園の3歳児が卒園する令和●年度末をもって、市立●●幼稚園と統合する。

（2）再編等の実施スケジュール

→ 上記の個別園ごとの実施内容を、線表として示していく。

以下の図表は、イメージとして、他都市の事例を参考に例示したもの。

フェーズ	幼稚園名	第 1 段 階					第 2 段 階						
		R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035	R18 2036	R19 2037
第 1 段階	A		★ 募集停止	★ 隣接園と再編	→	★ 閉園							
	B			★ 募集停止	→	★ ●●幼稚園と統合							
	D	→	★ 近隣公立園と統合										

7 (参考) 用語について

これまでの検討内容等を受けて、用語解説として次のとおりとする。

- **幼児教育**

幼児期（おおむね0歳～6歳）の子どもに対する教育全般を指す。

これは、家庭で行われる日常の教育や保育所、認定こども園、幼稚園を通じて提供される教育を含んだ総合的な概念である。

- 対象年齢：0歳～6歳（乳幼児）
- 教育を提供する場：幼稚園、保育園、認定こども園、家庭など

- **幼稚園教育**

日本の学校教育法第22条に基づいて定義される「学校教育」の一環である。

幼稚園は満3歳から就学前までの幼児を対象にした教育を専門的に行う施設で、ここで実施される教育活動全般を指している。

幼稚園教育は、具体的な内容や方法、目標が幼稚園教育要領によって定められており、それに基づいて実施される。

- 対象年齢：満3歳～小学校入学前まで
- 就学前の学校教育を提供する場：幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園
- 目的：学校教育の一環として、心身の発達を促し、次の教育段階（小学校教育）への円滑な接続を目指した教育
- 特徴：国の教育政策に基づいて内容や基準が明確に決められている（幼稚園教育要領の存在）